

鶴岡市農業者年金協会 研修会を開催

～会員同士、笑顔で交流を深める～



2月23日、鶴岡市農業者年金協会研修会が、羽黒地域の「やまぶし温泉ゆぽか」を会場に、市内各地域から87名の会員の皆さんの参加をいただき、開催されました。

はじめに、農業委員会三浦伸一会長より、農業者年金は老後の生活の安定や農業構造の改善等のために必要な制度であるという説明があり、加入してほしくない方にはぜひ勧めてほしいとの



お話がありました。

研修会は二部構成で行われ、はじめに農業委員会事務局職員による「農業者年金〇×クイズ」がありました。

農業者年金への加入要件や保険料、受給などについての問題に答えるもので、皆さん全問正解を目指して挑戦していました。

また、間違えず最後まで残った方には賞品もあり、楽しみながら農業者年金に

関する知識を深めることができました。

第二部は、山形落語愛好協会の3人の噺家さんによる落語の鑑賞がありました。披露して頂いたのは、

- ◆笑風亭助さん
「カラオケ病院」
- ◆笑風亭おすしさん
「子ほめ」
- ◆浅草亭恋之介さん
「短命」

の各演目で、噺家さんならではの楽しく、軽妙なお話や歌を聞かせていただき、会場は終始大きな笑いが絶えませんでした。

また、「笑うことが健康にもつながる」というお話もあり、参加者の皆さんからは、「とても面白かった」との声が聞かれました。

最後に羽黒地域の特産品が当たるお楽しみ抽選会が行われ、会員同士の情報交換を行いながら、親睦を深めることができました。

なお、来年度の研修会については、鶴岡地域での開催を予定しておりますので、



ぜひ多くの皆さまからのご参加をお願いいたします。
(農業委員 丸山晃聖)

農業委員会制度が変わります

農業委員会等の組織及び運営を定めることを目的としている「農業委員会等に関する法律」等が改正され、平成28年4月1日より施行されました。

主な改正内容は、「農業委員の公選制を廃止し市町村長の選任制へ変更」や「農業委員会の業務に農地利用の最適化の促進に関する事務の新設」など、以下のとおりとなっております。

「農地等の利用の最適化の推進」が強化されます

全農地に対して担い手が利用する農地面積の割合を現状の5割から8割に拡大することを政府が目的に掲げるなかで、これを達成するために「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の義務業務として位置づけられました。

これまで農業委員会は、農地法等に基づく許認可事務のほか、農地利用の確保や農地の効率的利用の事務については「行うことができる」と定められていましたが、今回の法改正によって、これらの事務は「農地等の利用の最適化の推進」の事務として当然に行うことが定められました。これは、農業委員会は許認可だけでなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進などに積極的に取り組んで行くことが制度的により強固に位置づけられ

たものであり、この活動を行ううえで、農地中間管理機構と積極的に連携していくことが重要となります。また、今回の法改正により農業委員会等は、「農地等の利用の最適化の推進」に関する施策の改善について具体的な意見を提出しなければならぬこととなりました。

これは、PDCA(計画、実行、点検、改善)の視点から、施策のさらなる改善提案を行うという考え方に基ついており、関係行政機関は提出された意見を考慮しなければならぬこととなりました。

農業委員の選出方法が変わります

農業委員の選出方法については、これまでの公職選挙法に基づくものから、市町村長が議会の同意を得て任命する方法に変わります。市長村長は任命にあたって、あらかじめ地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求め、公募も行います。推薦と応募の結果は公表が

義務付けられ、市町村長にはこれを尊重することが求められています。また、農業委員の構成として、その過半は認定農業者であること(※区域内に認定農業者が少ない場合などを除く)、年齢・性別等に著しい偏りが生じないよう配慮することなどが求められています。

なお、本市農業委員会での新体制への移行については、現農業委員が任期満了となる平成29年11月からとなりますが、今後、新しい体制づくりに向け、協議・調整を行っていきます。

「農地利用最適化推進委員」が設置されます

農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に取り組む体制を強化するため、その推進に熱意と識見を有する方の中から農地利用最適化推進委員を委嘱します。

その選定については、区域ごとに農業者等から推進委員の候補者の推薦を求めるとともに、希望者を募集し、その結果を公表します。また、農業委員会の総会、部会においては、推進委員に対して担当地域における活動の報告を求められることができ、推進委員も総会、部会に出席して意見を述べることが出来ます。

農地制度についても改正されます

農地法の改正では、農業の6次産業化を進めるため、農地の所有が認められている法人の要件である農業生産法人制度について、

- I. 法律上の名称を農地所有資格法人に変更
 - II. 構成員に占める農業者以外の割合も議決権の二分の一未満まで認める。
 - III. 法人の理事等の要件も一人以上が農作業に従事すれば足りる。
- 以上の要件について変更が行われます。